

一施設等利用給付(新2号・新3号)認定申請のご案内ー

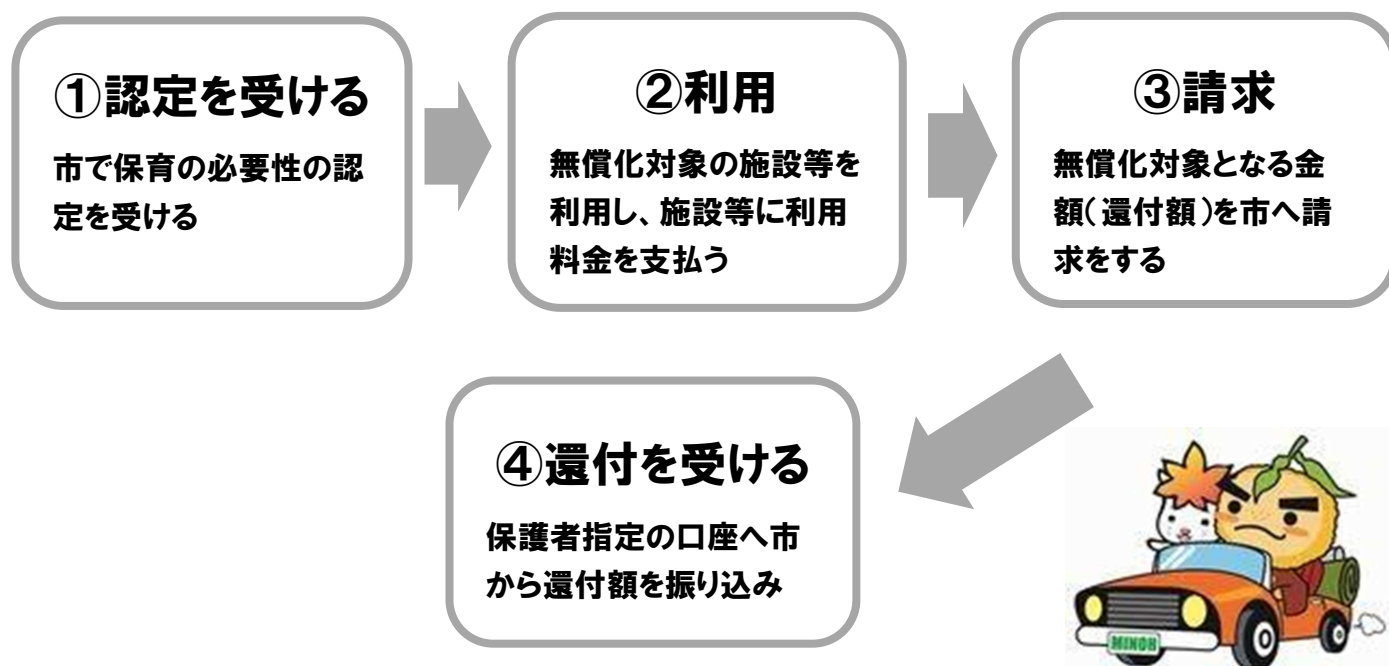
【令和 7 年度】 箕面市

認可外保育施設・ベビーシッター・一時保育・ 事業所内保育施設等の利用料無償化の手続き

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児までの認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、事業所内保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料が月額37,000円を上限に無償化の対象になります。また、0～2歳児までは、市民税非課税世帯のみ月額42,000円を上限に無償化の対象になります。

無償化の還付を受けるにあたっては、『保育の必要性の認定』を受ける必要があります。還付を受けるまでの手順や対象条件等を確認のうえ、手続きをお願いします。

＜無償化の還付を受けるまでの手順＞



もくじ

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1. 対象者・・・P. 2 | 5. 無償化の対象となる金額（利用料）の還付について・・・P. 8 |
| 2. 無償化の対象施設・・・P. 3 | 6. その他の手続き・・・P. 10 |
| 3. 申請手続き・・・P. 3 | 7. 現況確認について・・・P. 10 |
| 4. 提出書類・・・P. 5 | 8. 記入例・・・P. 11 |

1. 対象者

以下のすべての要件を満たすかた

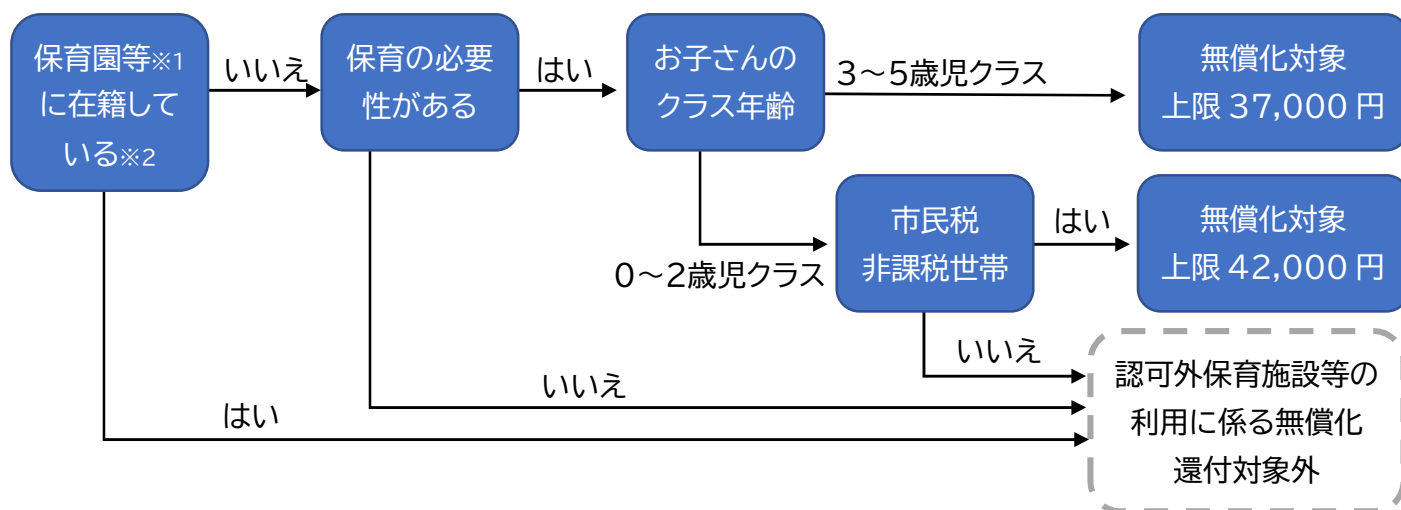
- ①「**保育の必要性のあるかた**」で、認可保育施設や認定こども園(保育園コース)などを
利用していないかた
 - ②0～5歳児まで(ただし、0～2歳児までは市民税非課税世帯のみ)
 - ③児童・保護者ともに箕面市在住のかた(住民登録があり、かつ居住しているかた)
- ※利用する保育施設等の所在地は、箕面市内・市外を問いません。

「保育の必要性」があるかたとは、

月64時間以上の就労や、疾病、同居の親族の介護、出産前後、求職活動、通学等により家庭で
児童の保育ができないかたです。

提出された書類により「保育の必要性」が確認できない場合は、追加の書類の提出を依頼する
とともに、電話や面談により市が確認を行うことがあります。

<無償化の還付対象であるか？確認チャート>



※1 「保育園等」とは、認可保育所等、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、企業主導型保育事業(従業員枠・地域枠)を指します。

※2 幼稚園・認定こども園に在籍しているかたは、通園中の幼稚園・認定こども園が十分な預かり保育を実施していない等の場合(①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合)、認可外保育施設等を併用した際の利用料が無償化の対象になります。

<対象のクラス年齢>

クラス 年 齢	生年月日
0歳児	令和 6 年(2024年)4月2日以降に生まれたかた
1歳児	令和 5 年(2023年)4月2日から令和6年(2024年)4月1日までに生まれたかた
2歳児	令和 4 年(2022年)4月2日から令和5年(2023年)4月1日までに生まれたかた
3歳児	令和 3 年(2021年)4月2日から令和4年(2022年)4月1日までに生まれたかた
4歳児	令和2年(2020年)4月2日から令和3年(2021年)4月1日までに生まれたかた
5歳児	平成31年(2019年)4月2日から令和2年(2020年)4月1日までに生まれたかた

2. 無償化の対象施設

対象となる施設・サービスは、以下のとおりです。各施設が無償化の対象かどうかは、施設所在地の市町村ホームページでご確認ください。

- 認可外保育施設
- ベビーホテル、ベビーシッター
- 事業所内保育施設
- 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（一時保育）
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※複数の認可外保育施設等を併用した場合、上限額（月額）まで無償化の対象となります。

※認可外保育施設のうち企業主導型保育施設をご利用のかたは、手続きの方法が異なり、他のサービス等の併用はできません。また、ご利用の施設で手続きが必要となりますので、各施設に直接お問い合わせください。

3. 申請手続き

(1)申請手続きについて

無償化対象額の還付を受けるためには、あらかじめ保護者が箕面市役所（子ども総合窓口）に書類を提出し、施設等利用給付認定（以下、「認定」という。）を受ける必要があります。

提出期限：認定を希望する月の前月の15日まで

なお、令和7年(2025年)4月から認定を希望される場合は、令和7年(2025年)2月28日(金)までに提出してください。

提出先：箕面市西小路4-6-1 箕面市役所 別館2階 子ども総合窓口

※郵送で提出する際は、「郵送申込用提出書類等チェックシート」に記入のうえ、簡易書留・特定記録郵便・レターパックなど追跡確認可能な郵便で提出してください。郵便で提出する場合も、提出期限日必着です。

※郵送の場合は締め切り必着。土曜日・日曜日・祝日は、すべての郵便物（簡易書留・特定記録郵便・レターパック・速達を含む）が届きませんのでご注意ください。

※申請受理日より前にさかのぼって認定を受けることはできません。
（申請受理日は、市で申請書を受理した日です。）

（２）認定申請の結果について

認定された場合、市が認定申請書を受け付けた日から概ね30日以内に、認定通知書を交付します。ただし、令和7年（2025年）4月認定開始の場合は、令和7年3月中に通知します。

※認定通知書には、『認定区分』、『認定の有効期間』、『保育を必要とする事由』等を記載しています。記載内容に誤りがないか確認のうえ、大切に保管ください。

（３）保育の必要性の認定

保護者のいずれもが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、市が保育の必要性を認定します。（施設等利用給付認定）

保護者の状況	認定要件	認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	就労	最長就学前まで
出産月を含む前または後2か月	出産	※1
同居の親族を常に介護をしているとき	介護等	最長、就学前まで
自宅などが災害に遭い、その復旧にあたっているとき	災害	最長、就学前まで
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	疾病、障害	診断期間中
求職活動をしているとき※2	求職活動	2か月以内
大学や職業訓練校などに通っているとき	就学	通学期間中
育児休業中に認可外保育施設等の利用を継続するとき※3	育休継続	最長、出産した子が満2歳になるまで

※1 出産事由の認定の有効期間について

出産事由の認定の有効期間は、出産または出産予定月を含む2か月です。

「出産(予定)月を含む2か月」の考え方

例1) 7月に出産予定で6月まで就労する場合→7月と8月が出産要件月(8月末で認定終了)

例2) 7月に出産予定で5月まで就労する場合→6月と7月が出産要件月(7月末で認定終了)

※2 求職活動の認定について

認定(有効期間)終了日までに、就労要件である月64時間以上を満たす就労を開始し、就労証明書を提出してください。提出がない場合は、認定終了となります。

※3 育児休業中の認定について

育児休業前から就労で認可外保育施設を利用されているかたのうち、以下の①～⑤すべてに該当する場合、別紙「在園証明書」を提出することで、育児休業中であっても認定を受けることができます。

- ① 箕面市の就労要件である月64時間以上を満たして認可外保育施設等に入園したが、所得制限により施設等利用給付認定3号(新3号)の申請対象外だった。
- ② 現在も①と同じ認可外保育施設等を利用中である。
- ③ 施設等利用給付認定2号(新2号)の認定開始日時点で、法に基づく育児休業中または法に基づかない産前・産後・育児に伴う休業中(元の職場に復帰できる場合)である。
- ④ ③の休業期間終了後も、引き続き同じ認可外保育施設等を利用する。
- ⑤ 出産した子が満2歳になる月の末日までに元の職場に復職する。

なお、以上の条件に該当しない場合で育児休業中の認定を希望するかたは、事前に子ども総合窓口にご相談ください。

4. 提出書類

【注意事項】

- 書類は、ボールペンでご記入ください。鉛筆や消せるペンで記入しないでください。
- 記載した内容を修正する場合は、修正液やテープを使用せず、二重線を引いてください。
- 提出された書類は、返却できません。控えが必要な場合は、提出前にご自身でコピーをお取りください。
- 締切までに必要書類が全て揃わない場合、認定できません。必ず締切までにご提出ください。

(1)すべてのかたが提出が必要な書類

◆施設等利用給付認定・変更申請書（最後のページに記入例を掲載しています。）

◆「保育の必要性」を証明するための書類および添付書類

※「保育が必要な理由」によって提出書類が異なります。下記の表を確認のうえ、必要な書類をご用意ください。

保育を必要とする事由		提出書類	補足事項
就労（被雇用）	就労中	就労証明書（就労先にて証明を受けてください）	・ 育児休業中のかたは、産前休暇前の就労実績を記載してください。 ・ 就労先に直近の就労実績を記入していただけなかったかたは、就労先の発行する就労実績がわかる書類または2か月分の給与明細のコピーを提出してください。 ・ 給与明細がインターネットでのみ確認可能な場合は、必ず画面のコピーを印刷の上、ご提出ください。
	就労内定	就労証明書	就労予定先で証明を受けてください。予定の就労日数、支給額等について証明を受けご提出ください。
	内職で就労中	①就労証明書 ②タイムスケジュール	①発注先で証明を受けてください。 ②ご自身で作成したタイムスケジュールと併せてご提出ください。
就労（自営業等）	就労中	①就労証明書（事業主がご記入ください） ②源泉徴収票または確定申告書（控）第一表及び第二表等、事業による収入を確認できるもののコピー ※②がない場合、A～Fのいずれか1点	①就労証明書に直近2か月分の就労実績をご記入ください。 ②提出できない場合、以下のA～Fのいずれか1点をご提出ください。 A. 税務署に提出されている「開業届出書（控）」 B. 保健所等から交付される「営業許可証（写）」 C. 法人設立届出書 D. 履歴事項全部証明書 E. 青色事業専従者給与に関する届出書（自営専従者の場合） F. 店舗予定地の賃貸借契約書や開業経費の支出明細等（自営業開業予定の場合）

妊娠・出産	母子健康手帳のコピー	表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページをご提出ください。病院が発行した「出産予定日」及び「保護者氏名」が明記されているもの(マタニティカレンダー等)でも可能です。
疾病・障害	診断書(市の様式) 	医師による証明(保育が困難な理由を確認するための証明)が必要です。診断書の書式をダウンロードしていただくか、子ども総合窓口でもお受け取り可能です。
介護等 	①診断書(市の様式) ②介護に関する書類(スケジュール) ③身体障害者手帳のコピー	①介護をうけるかたの医師による証明が必要です。診断書の書式をダウンロードしていただくか、子ども総合窓口でもお受け取り可能です。 ②介護度の分かる介護保険被保険者・ケアプラン等介護に関する書類が必要です。 ③身体障害者手帳をお持ちのかたは、コピーをご提出ください。
就学	①在学証明書 ②授業の時間割表(カリキュラム)	
災害復旧	罹災証明書	
求職活動		・ 認定後2カ月以内に就労を開始し、就労証明を提出してください。

※保護者それぞれの保育の必要性を証明する書類(直近3か月以内に発行または記載されたもの)が必要です。(ただし、実績は直近のものを提出してください。)

※きょうだい分を同時に申請する場合、添付書類は原本を一部提出いただければ、その他はコピーで問題ありません。(ご自身でコピーをご用意ください。)

(2)該当するかたのみ提出が必要な書類

以下に該当する場合、必要書類を提出してください。

対象者	提出書類等
認可保育施設の申込みをしていないかた	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
郵送で書類を提出される場合	郵送申込用提出書類等チェックシート ●本人確認書類の写し ●マイナンバーカードまたは通知カードの写し 新3号認定希望者(クラス年齢が0～2歳児)かつ認定開始日時点で箕面市外にお住まいの保護者のかたのみ必要です。
認定開始日時点で育児休業中のかた	在園証明書

5. 無償化の対象となる金額(利用料)の還付について

無償化の対象となる金額(利用料)の還付を受けるためには、市に手続きが必要です。

(1) 無償化の対象となる金額(還付額)の対象費用および上限額について

クラス年齢	1か月当たりの還付上限額
3～5歳児	37,000円
0～2歳児(※市民税非課税世帯に限る)	42,000円

還付の対象となるのは、施設に支払った利用料から無償化対象外費用※を除いた金額に限ります。

※無償化対象外費用:日用品、文房具、行事参加費、給食費、通園送迎費など

◆還付の例◆

4歳児(月額上限37,000円)

一時預かりと認可外保育施設を併用している場合

●保護者が施設へ支払い

事業・施設名	1か月当たりの施設利用料	1か月当たりの総額
一時預かり	25,000円	39,000円
認可外保育施設	14,000円	

このうち月額上限
37,000円までが無償化
の還付対象になります。

●市から保護者への還付(無償化対象額)

市からの還付額	残りの金額(保護者が実質負担する額)
37,000円	2,000円

上限を超えた分は
保護者負担になります。

(2) 無償化対象額の還付を受けるために必要な手続きについて

無償化対象金額の還付を受けるためには、市あてに以下の書類を提出する必要があります。

①施設等利用費交付申請書兼請求書(以下、『請求書』という。)

②提供証明書兼領収書または活動報告書

請求の際には各施設が発行する『提供証明書兼領収書』または『活動報告書』の添付が必要となりますので、利用施設に交付を依頼してください。

※還付口座は認定保護者の口座を記載してください。

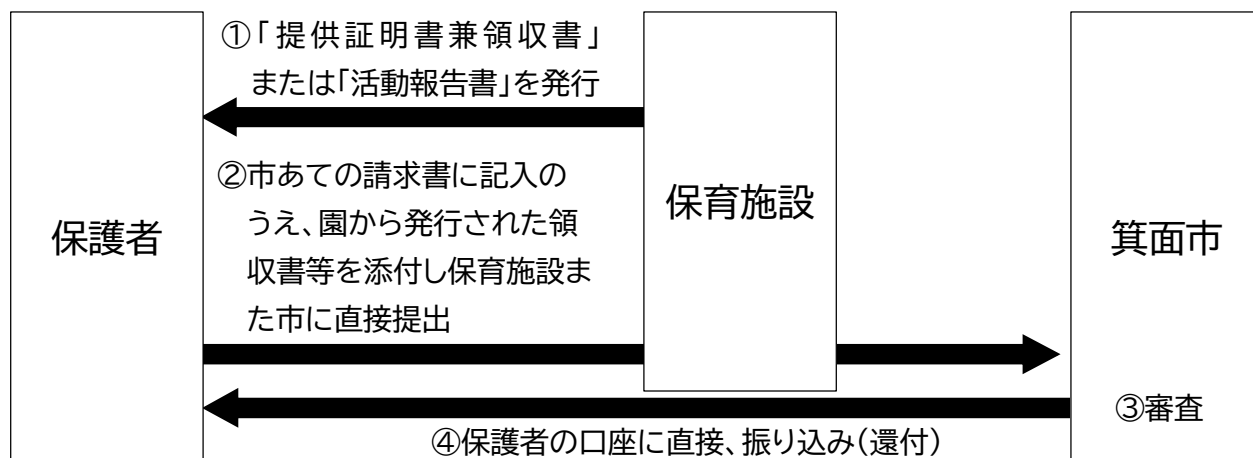
【注意事項】

◆請求書や提供証明書兼領収書または活動報告書は、各利用施設または箕面市役所(子ども総合窓口)へ提出してください。

◆記載事項に誤りがある場合は、利用料の還付を受けることができません。

(3)無償化対象額の還付を受けるまでの流れについて

利用料等は一旦園にお支払いください。お支払い後は3か月ごとにお手続きのうえ、市が無償化の対象となる金額(還付額)を、指定の口座に振り込みます。
複数の施設を併用した場合は、利用した施設ごとの提供証明書兼領収書または活動報告書が必要です。



◆還付スケジュール◆

四半期ごと(3か月に一度)に還付します。

請求時期になりましたら、利用施設から保護者へ請求書・提供証明書等を交付しますので、内容を確認のうえ、必要事項を記入して市に提出してください。

●スケジュール●

利用期間	保護者から市への請求時期 (園の定める締切)	市から保護者への還付時期 (口座振込時期)
4～6月	7月上旬頃	8月末頃
7～9月	10月上旬頃	11月末頃
10～12月	1月上旬頃	2月末頃
1～3月	4月上旬頃	5月末頃

6. その他の手続き

下表に示す変更が生じた場合は、状況に応じた必要書類を市に提出し、認定保護者が申請・届出を行ってください。

※変更がある場合は、必ず園または子ども総合窓口にご連絡ください。就労状況の変更等により認定要件を満たさない、または申請事項に虚偽が発覚した場合は、還付金の返還を求めます。

主な変更内容	提出書類等	
	変更申請書	その他必要な書類等
市内で転居する	●	—
市外に転出する	●	—
世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）	●	—
仕事をやめた（求職活動を行っている）	●	①施設等利用給付認定変更申請書 ②退職前の給与明細就労実績を2か月分
就労状況が変わった（勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった等）	—	①就労証明書 就労先にて記入のうえ、提出してください。 ②就労実績を2か月分 ※実績が出次第
妊娠・出産がわかった	—	①施設等利用給付認定変更申請書 ②母子健康手帳のコピー (表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ)
育児休業を取得するが、施設等の利用を継続する	—	①施設等利用給付認定変更申請書 ②就労証明書 (必ず育休取得期間が明記されたものをご提出ください)
育児休業を終了し、仕事に復帰する	—	①施設等利用給付認定変更申請書 ②復職証明書
市民税非課税世帯等ではなくなった（0～2歳児クラスのみ）	—	◆いつから変更になったか報告してください。
その他家庭の状況に変化があった	—	◆どのような変更があったか報告してください。

7. 現況確認について

認定を受けたかたは、毎年、保育の必要性が継続していることを、市に届け出る必要があります。書類の提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、利用料(無償化対象額)の還付を受けられなくなることがあります。現況届出書や就労(予定)証明書等、必要な書類を必ず提出してください。詳細は毎年5～6月ごろ、園経由もしくは直接お知らせする予定です。

【問い合わせ先・提出先】

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 保育幼稚園利用室(子ども総合窓口)

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 Tel 072-724-6791 Fax 072-721-9907

8. 記入例

様式第3号

令和7年度 施設等利用給付 1号(新1号)認定
施設等利用給付 2号・3号(新2号・新3号)認定

施設等利用給付認定・変更申請書

年 月 日

(宛先) 箕面市教育委員会教育長

裏面の【申請にあたって同意していただく事項】に同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付認定を申請します。
また、保護者の就労、疾病その他の理由に該当する場合、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者(申請者)	
住所	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1
氏名	箕面 ゆずる
生年月日	昭和〇年〇月〇日
日中連絡先	△△△-△△△-△△△ (※ 居・他) □□□-□□□-□□□ (※ 父・他)

※申請者の本人確認書類をお持ちのうえ提出してください。

保護者(申請者)は認定保護者になります。

すでに、兄弟が認定済の場合は、その方で決定している認定保護者と同じになります。

希望する認定区分のいずれかに☐を付けてください。

□ 施設等利用給付 2号(新2号) 認定

申請児童の年齢が 3~5歳(令和7年4月1日現在)

□ 施設等利用給付 3号(新3号) 認定

申請児童の年齢が 0~2歳(令和7年4月1日現在) かつ市民税非課税世帯

申請児童対象	フリガナ氏名	生年月日	R7年4月1日現在の年齢	保護者との続柄	性別
	ミノオ モミジ	平成〇年〇月〇日	3歳	子	女
申請区分	☒ 新規申請 ☐ 変更申請(認定内容の変更)				

① 認定内容

以下の該当する□のいずれかに1つにレ点を付けてください。

保育の必要性がないか、または預かり保育等を利用しない場合は、次の□にレ点を付けてください。

□ 施設等利用給付1号認定(新1号認定)

保育の必要性があり、預かり保育等を利用するかは、該当する□にレ点を付けてください。

※申請者とは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している

□ 施設等利用給付2号認定(新2号認定)

※申請者とは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ、市町村長税非課税世帯である

□ 施設等利用給付3号認定(新3号認定)

※申請者とは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ、市町村長税非課税世帯である

定希望期間	開始	令和〇年〇月〇日から	終了	令和〇年〇月〇日まで
-------	----	------------	----	------------

世帯の状況
※対象児童以外の父母及び同居に生きている人全員について記入してください。
(単身赴任のかたがある場合も記入してください。)

※認定開始日時点で箕面市外在住の保護者のかたについてはマイナンバー(個人番号)も記入してください。

児童の家族の状況	フリガナ氏名	児童との続柄	生年月日	職業・就労形態(※ 学校名等)	R7年4月1日現在の年齢	マイナンバー(個人番号)(※ 箕面市外在住のかたのみ)
	ミノオ ユズル	父	昭和〇年〇月〇日	会社員	35	222222222222
	ミノオ アカネ	母	昭和〇年〇月〇日	パート	35	
	ミノオ アカネ	姉	平成〇年〇月〇日	〇〇小学 5年生	9	
	ミノオ ササユリ	妹	平成〇年〇月〇日			

該当の有無	ひとり親世帯	有・無	在宅障害児(者)がいる世帯	有・無	生活保護受給世帯	有・無	日開始
	父	□ 箕面市 □ 箕面市以外 () 市・町・村 (海外) フォトリ	母	□ 箕面市 □ 箕面市以外 () 市・町・村・海外 ()	□ 単身赴任中 □ 単身赴任中		

※現在の住所地の年度については、記入例をご参照ください。

施設	状況	施設名	施設所在市町村	入所
施設	内定 在籍	△△幼稚園	××市	令和〇年〇月〇日

<④及び⑤は、施設等利用給付認定2号・3号を申請されるか(保育の必要性があり、預かり保育等を利用するか)のみ記入・確認してください>

保育を必要とする理由
以下の該当する□にレ点を付けてください。

【子から見た続柄】	☑ 就労 □ 妊娠・出産 □ 疾病・障害 □ 介護 □ 災害復旧 □ 求職活動 □ 就学 □ 育児休業継続 □ その他 ()
【父から見た続柄】	☑ 就労 □ 妊娠・出産 □ 疾病・障害 □ 介護 □ 災害復旧 □ 求職活動 □ 就学 □ 育児休業継続 □ その他 ()

※月6ヶ月以上以上の就労等により家庭で保育できないかたが対象です。

※必要な添付書類を併せてご提出ください。

⑤ 併用中(予定)のその他の保育サービス
認可外保育施設、一時預かり事業(一時保育・ちょこっと保育等)、病児保育事業(病児・病後児保育等)、子育て援助活動支援事業(子育て支援活動支援)等を利用するか(保育を必要とする理由)を記入してください。

フリガナ施設名	利用するサービスの種類	施設所在地	利用開始(予定)年月日
ミノオファミリー・サポート・センター	認可外、一時預かり	〒〇〇〇-〇〇〇〇 箕面市〇〇 〇丁目〇-〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	令和〇年〇月〇日
みのおファミリー・サポート・センター	病児保育、子育て援助活動支援	〒 〇〇〇-〇〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	年 月 日

※適用中の幼稚園・認定こども園が十分な預かり保育を実施していない等の場合(①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合)にのみ、認可外保育施設等を併用した際の利用料が無償化の対象になります。

⑥ 認定変更
変更内容 変更前 変更後

保育を必要とする理由	□ 就労 □ 妊娠・出産 □ 疾病・傷害 □ 介護等 □ 災害復旧 □ 求職活動 □ 就学 □ 育児休業継続 □ その他 ()	□ 就労 □ 妊娠・出産 □ 疾病・傷害 □ 介護等 □ 災害復旧 □ 求職活動 □ 就学 □ 育児休業継続 □ その他 ()
認定区分の変更	□ 教育・保育給付1号 + 施設等利用給付2号	□ 教育・保育給付1号
変更理由		
変更開始日	年 月 日まで	年 月 日から

新3号認定を希望の場合かつ認定開始日時点で箕面市外にお住まいの保護者のかたのみマイナンバーを記入してください。

利用中または利用予定の施設をご記入ください。

併用中または併用予定の施設をご記入ください。